

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月27日
【会社名】	オリンパス株式会社
【英訳名】	OLYMPUS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 笹 宏行
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号
【電話番号】	東京3340局2111番(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 新本 政秀
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿2丁目3番1号 新宿モノリス
【電話番号】	東京3340局2111番(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 大西 伸幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成25年6月26日開催の当社第145期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成25年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役13名選任の件

取締役として、木本泰行、笹 宏行、藤塚英明、竹内康雄、林 繁雄、後藤卓也、蛭田史郎、藤田純孝、西川元啓、今井 光、藤井清孝、鶴瀨恵子、吉田憲一郎を選任する。

第2号議案 取締役に対して報酬として株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与する件

当社の取締役（社外取締役を除く）に対していわゆる株式報酬型ストックオプションとして割当てる新株予約権に関する報酬等の額につき年額2億円を上限として設ける。

第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成率（％）	決議結果
第1号議案					
木本 泰行	2,303,245	169,917	1,080	93.09	可決
笹 宏行	2,464,070	9,092	1,080	99.59	可決
藤塚 英明	2,343,857	129,305	1,080	94.73	可決
竹内 康雄	2,464,002	9,160	1,080	99.59	可決
林 繁雄	2,464,020	9,142	1,080	99.59	可決
後藤 卓也	2,464,776	8,386	1,080	99.62	可決
蛭田 史郎	2,464,699	8,463	1,080	99.61	可決
藤田 純孝	2,464,782	8,380	1,080	99.62	可決
西川 元啓	2,464,712	8,450	1,080	99.61	可決
今井 光	2,464,856	8,306	1,080	99.62	可決
藤井 清孝	2,464,943	8,219	1,080	99.62	可決
鶴瀨 恵子	2,469,409	3,753	1,080	99.80	可決
吉田 憲一郎	2,195,736	277,425	1,080	88.74	可決
第2号議案	2,419,122	41,012	0	97.77	可決
第3号議案	1,654,818	805,341	0	66.88	可決

(注) 1 各議案の可決要件は次のとおりです。

第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席およびその議決権の過半数の賛成です。

第2号議案および第3号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

2 賛成率の算定にあたっては、株主総会前日までに事前行使された議決権数と株主総会当日出席者の議決権数の合計である2,474,242個を分母としています。

3 第1号議案に関して、候補者のうち木本泰行を光前幸一、笹宏行をマイケル・ウッドフォード、藤塚英明を本間紀子、竹内康雄を福井章代、林繁雄を山尾志桜里、後藤卓也を中村雅人、蛭田史郎を持田秀樹、藤田純孝をルシアン・ペブチャック、西川元啓をジェッセ・フリード、今井光を濱田正晴、藤井清孝を筏津順子に変更する動議が提出されましたが、原案が会社法上適法な決議として成立し、これらの修正動議は成立の余地がなく否決されたものとして取り扱ったため、当該修正動議に係る議決権の数は集計していません。

4 第2号議案に関して、ストックオプションの内容に、ジャイラス社ののれん代について検討する第三者委員会を新たに設立すること、当社のコンプライアンスヘルプライン運用規程第13条第3項の「ただし、調査の結果等により通報が第1条に定める目的の主旨に沿った内容でない」と判断した場合等、正当な理由が認められる場合には、通報者の氏名等を必要最小限の範囲において開示することができるものとする」という内容を削除すること、ストックオプションの払込金額を日経平均株価等のインデックスに連動させること、の3つを

条件として追加する動議、また、当社執行役員 依田康夫、同 古閑信之を引き続き執行役員とすることに賛成した取締役および当社従業員 木幡賢治を就業規則に則り懲戒処分することに賛成しない取締役にはストックオプションを付与しないことを追加する動議が提出されましたが、原案が会社法上適法な決議として成立し、これらの修正動議は成立の余地がなく否決されたものとして取り扱ったため、当該修正動議に係る議決権の数は集計していません。

- 5 第3号議案に関して、特別委員会の委員として名取勝也を選任してはならないこと、柘田淳二を選任することを条件とする旨の修正動議が提出されましたが、原案が会社法上適法な決議として成立し、この修正動議は成立の余地がなく否決されたものとして取扱ったため、当該修正動議に係る議決権の数は集計していません。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および本総会当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たしたことが明らかとなり、会社法上適法に決議が成立したため、確認ができた一部株主を除く本総会当日出席株主の賛成、反対および棄権に係る議決権の数は加算していません。

以上